

財形期日指定定期預金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2. (預入れの方法等)

- (1) 財形期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口500円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金（後記3.による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金の合計額をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までに、その旨を申出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。

満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに、通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

- ② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- ④ 前記①または②により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過をするか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
- A. 1年以上2年未満…当金庫の店頭に掲示する利率の「2年未満」の利率
- B. 2年以上……………当金庫の店頭に掲示する利率の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- ② 前記①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前にこの預金を解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
- 預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。
5. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この預金口座は、第6条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第6項各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
6. (預金の解約、書替継続)
- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して財形期日指定定期預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を

行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の
手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認が
できるまでは解約または書替継続の手続を行いません。

- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預入残高の合計額の一部に相当する金額
を1万円単位の金額で払戻請求することができます。

この場合、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序
でこの預金を解約します。

- ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先
して解約します。
- ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）か
ら解約日までの日数が多いものとしします。
- ③ 預入日（継続したときは最後の継続日）からの日数が同じ預金がある場合は、
金額の大きいものから解約します。

- (4) 前記(3)において最後に解約することになった預金については、次により解約しま
す。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その
預金金額。
- ② その預金が据置期間後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

- (4)の2 前四項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続
が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共
同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）
による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条
第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払い
については、この限りではありません。

- (5) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または
預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。な
お、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届
出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の
名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触
する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると
認められる場合

- (6) 次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合
には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金
口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害につ

いては、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

以上